

－2025年度－

\よくわかる！/

知的財産セミナー

参加無料

～判例や最新トピックから学ぶ～

第1回

5/16(金)

PM 5:00～6:00

- ・WEB配信
- ・OKB岐阜大学プラザ 1階
プレゼンテーションエリア

【題目】

令和6年（ネ）第10008号 発信者情報開示請求
控訴事件

令和6年7月10日判決言渡／知的財産高等裁判所
（原審・東京地方裁判所 令和4年（ワ）第2393
7号）

【概要】

インターネット上のファイル共有（又は、部分ファイルの交換）プロトコルである「ビットトレント」を利用することが違法か否かを争点とした、発信者情報開示請求事件について紹介します。

ビットトレント利用が対象ファイルの「送信可能化」を惹起しているかという点に関して、東京地裁が否定的であったのに対し、知財高裁は、送信可能化権の侵害は明らかとの判断を示しました。

弁理士 服部 素明
（非常勤講師）



特許法・著作権法

対象

地域の方・自治体の方・学生・教員

お申し込み

お問い合わせ

岐阜大学 学術研究・産学官連携推進本部 産学官連携推進部門

[お申し込みリンク\(ZOOM\)](#)

MAIL ksi-sikn2@t.gifu-u.ac.jp

TEL 058-293-2088

最新情報はHPをご参照ください。

<https://ari.gifu-u.ac.jp/ipmanagement/commit/seminar.html>